



JVCケンウッド 健康保険組合の事業計画と予算が

健保からの
お知らせ



決まりました

令和5年度(2023年度)の事業計画及び予算を含む5議案が、令和5年2月27日に開催された第205回組合会において可決承認されました。組合会での主な審議事項としては、ヘルスアップ5か年計画および第2期データヘルス計画に基づいた疾病予防事業内容、医療費適正化のための事業についての議案承認がなされました。昨年度に引き続き、事業主とのコラボレーションやデータ分析の活用により、効果的・効率的に保健事業を展開していきます。

以降、組合会にて承認された事業のポイントについてお知らせします。

事業計画のポイント① 健康保険料率は84%を維持、介護保険料率も18%を維持

令和元年度より段階的に改定してきました健康保険料率については、令和3年度に続き令和4年度の収支状況も当初見込みより良好に推移していることから、令和5年度は改定せず84%を維持します。

介護保険料率については、単年度の保険料収入で給付金をまかなえている状況にあり、準備金保有率も余裕があることから介護保険料率についても改定せず18%を維持します。

事業計画のポイント② 「ヘルスアップ5か年計画」に基づき実施

従来から取り組んでいる「第2期データヘルス計画」や、「健康スコアリングレポート」(別紙2参照)から見えた課題への対策を含んだ形で一昨年に作成し推進中の「ヘルスアップ5か年計画」(別紙1参照)に基づき各保健事業を継続実施します。

(1) 優先すべき課題 保健事業の中でも以下の3点を優先課題と捉えて実施します。

1) 優先課題①: メタボ予備軍を減らす~特定保健指導~

生活習慣病(高血圧症、脂質異常症、糖尿病)は本人に自覚症状のないまま進行し、突然死を招くこともある恐ろしい疾患で、母体事業主・健保双方で非常に危機感をもち喫緊の課題と位置づけています。生活習慣病予備軍に保健師や管理栄養士などプロのサポートを受けてもらうことで意識改革し、予備軍からの脱却を図っていただくため、特定保健指導実施率の向上を目指します。

- ① 指導内容、効果期待度、コスト当の観点から、委託先を4社から2社に絞り、RIZAPの新プランを採用します。
- ② 健診後、健康への意識が高まっているタイミングを逃さないよう、なるべく早期に保健指導を開始するため、年2~3回にまとめていた案内発送を7月から毎月に変更します。
- ③ 適用事業所ごとの健康スコアリングレポートを各事業主と共有し、より効率的な事業実施を目指します。



2) 優先課題②: 被扶養者の健診受診率UP

40歳以上の被扶養者の約半数が健診を受診していません。定期的な健診受診を習慣づけていただくため、令和4年度に実施したけんぽ共同健診の一般健診コース無料キャンペーンを継続します。なお複数年未受診の被扶養者へ実施していた郵送血液検査は、健診受診率アップにつながらなかったことから終了します。

3) 優先課題③: 重症化予防~受診勧奨~

健診結果が要治療レベルにもかかわらず放置している方への受診勧奨通知文の発送について、案内後のフォローのためアンケート形式による受診意思の確認を継続します。また回答結果は本人同意のうえで産業医と情報共有し、早期の治療開始へ促す対策、健康指導へ繋がります。

(2) その他の事業(継続実施)

人間ドック/生活習慣病健診をはじめとした各事業を継続します。なお、スポーツクラブ法人契約は現行のルネサンス・メガロスにRIZAPを加えます。

(3) 医療費の適正化

- ① 柔道整復受診者へ照会状を送付し、正しい受診ルールの啓発を継続します。
- ② 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進通知を配布し、調剤医療費適正化を促進します。
- ③ 被扶養者資格確認調査(検認)を実施し、適正な加入者へ適正な保険給付を行うことに繋げ、保健財政の健全化をはかります。

事業計画のポイント③ 事業主とのコラボヘルスを更に推進

母体事業所の産業医等の健康管理スタッフ、健保、健保組合理事で構成する健康管理事業推進委員会で、新年度も健康課題の共有、実効性のある事業の立案など、従業員の健康維持増進に向けた取り組みを行っていきます。また、各適用事業所事業主とも協働し、効率的、効果的な事業展開を目指します。

令和5年度 収入支出予算概要表

予算のポイント

■一般勘定

健康保険料率は84%、人数、報酬等を令和4年度の実績ベースで試算した結果、保険料収入は前年度予算差で4(百万円)減少し経常収入は3,816(百万円)となりました。経常支出は前年度予算と比較し、保険給付費(医療費)は83(百万円)増加するも、前期高齢者支援金は450(百万円)減少、後期高齢者支援金は74(百万円)増により経常支出合計では、3,938(百万円)となり、経常収支合計では122(百万円)の赤字となります。予備費を含めた経常外収支の赤字を補てんするため、別途積立金より712(百万円)を一般勘定の収入に計上することも合わせて組合会で可決されました。

■介護勘定

介護保険料率は単年度の保険料収入で納付金をまかなえることができています。準備金保有率も余裕があることから介護医保険料率は18%を維持します。

□ 一般勘定 □□□□□

収入		
科目	予算額 (百万円)	(参考)被保険者 1人当たり(円)
健康保険料	3,794	566,055
調整保険料	60	8,896
繰入金(別途積立金)	712	106,174
国庫補助金	2	224
財政調整事業交付金他	20	2,984
雑収入・その他	21	3,239
収入合計	4,609	687,717
経常収入合計	3,816	569,452

◆予算編成基礎数値

被保険者数	6,702人
平均標準報酬月額	459,828円
総標準賞与額(年間合計)	9,062,055千円
平均年齢	47.81歳
被扶養者数	5,733人
保険料率	84.00% ●事業主 49.80% ●被保険者 34.20%

健康保険料率は84.00%を維持



□ 介護勘定 □□□

◆予算編成基礎数値

介護保険第2号被保険者(被扶養者含む)	7,139人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数(本人)	5,112人
特定被保険者数	42人
平均標準報酬月額	495,836円
総標準賞与額(年間合計)	7,673,475千円
介護保険料率	18.0% ●事業主 9.0% ●被保険者 9.0%

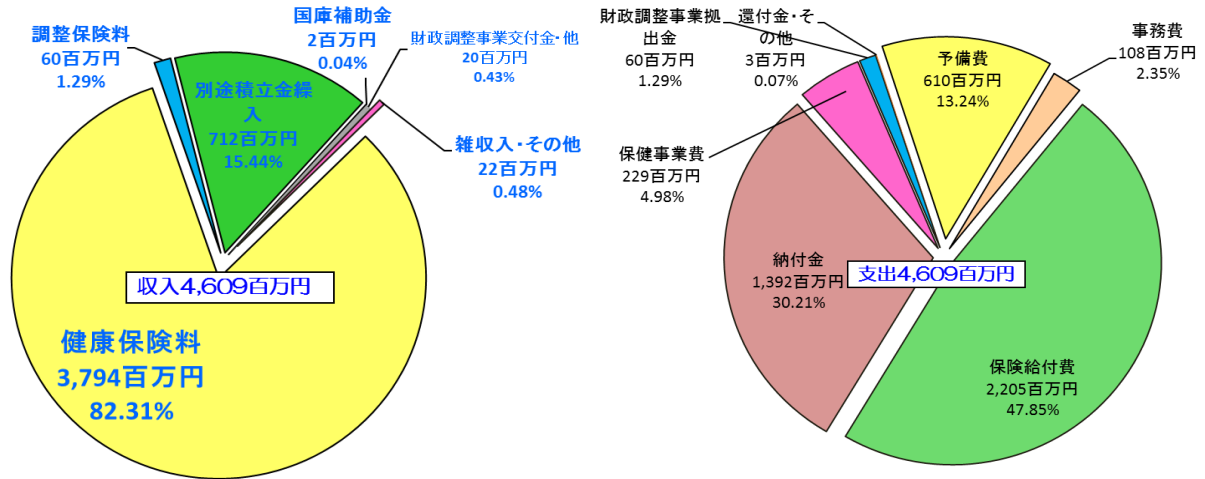
介護保険料率は18.00%を維持

支出				
科目	予算額 (百万円)	(参考)被保険者 1人当たり(円)	保険料収入に 対する割合	
事務費	108	16,053	2.8%	
保険給付費	2,205	329,006	58.1%	
納付金	前期高齢者	358	53,459	9.4%
	後期高齢者	1,033	154,197	27.2%
	退職者給付等	0	6	—
	計	1,392	207,659	36.7%
保健事業費	229	34,117	6.0%	
還付金	2	357	0.1%	
財政調整事業他	60	8,896	—	
その他	3	447	—	
予備費	610	91,018	—	
支出合計	4,609	687,717	121.5%	
経常支出合計	3,938	587,609	103.8%	
経常収支差引額	▲122	▲18,157	—	

収入		
科目	予算額(千円)	(参考)被保険者 1人当たり(円)
介護保険料	689,262	133,733
繰越金/繰入金	68,926	13,373
その他収入	4	1
収入合計	758,192	147,107

支出		
科目	予算額(千円)	(参考)被保険者 1人当たり(円)
介護納付金	652,185	126,540
還付金	960	186
積立金	105,047	20,382
一般勘定繰入	0	0
支出合計	758,192	147,107

グラフで見る予算概要



令和5年度 保健事業の主な内容

特定健康診査	40歳以上の被保険者、被扶養者を対象に実施します。 ※特定健診の検査項目は健保が行う健康診断（人間ドック・生活習慣病健診、けんぽ共同健診）及び会社の健康診断の検査項目に含まれているため、それら健診を受診することにより特定健診を受診したことになります。 被扶養者の受診率が低いことが課題となっています。（令和3年度実績：53.3%） 被扶養者の受診率向上施策として、けんぽ共同健診の無料キャンペーンの継続及び未申込者への受診勧奨通知頻度を2回/年で実施します。	
特定保健指導	特定健康診査の結果で生活習慣改善が必要な方に対する保健指導を実施します。対象者へは健保よりご連絡します。 参加率の低いことが課題となっています。（令和3年度実績：13.2%） 開始時期の前倒し、案内通知の改善等に取り組みます。	
保健指導宣伝	ホームページによる情報発信	被保険者と被扶養者へタイムリーな各種情報を発信します。
	健康情報サイト「KENPOS」の活用	加入者の方へ個別の健診および健康情報を提供し、末永く健康でいられるようにWebサイト「健康情報サイト」について、多くの加入者に利用してもらう環境を整え運営します。
	後発医薬品利用促進事業	ジェネリック医薬品の利用促進PR（差額通知の送付）を実施し医療費適正化を図ります。
	医療費通知	医療費の実情と健康に対する認識を深めていただくため、Webにより最新データを常に更新し、皆さんにご案内します。
	柔道整復療養費の適正化（接骨院・整骨院）	利用される加入者の柔道整復の施術内容を調査し、療養費の適正化を推進します。
疾病予防	人間ドック/生活習慣病健診	令和5年度の受診期間は4月～8月となります。 ※詳細は健保ホームページに3月中旬掲載予定。
	けんぽ共同健診（被扶養者・任意継続者向け健診）	受診率向上施策として、「一般健診コース」の無料キャンペーンを継続します。また、健診結果で生活習慣病リスクがあると判定された方への特定保健指導の通知サービスも継続します。（健診から保健指導までをワンストップサービスを継続） ※令和5年度の案内は4月下旬予定。
	がん検診補助	従来の補助内容にて「乳がん・子宮がん・胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん」各検診に対する補助を実施します。
	インフルエンザ予防接種補助	事業所での集団接種（被保険者のみ）、個人接種による補助（全加入者）を実施します。（実施内容・方法は令和4年度と同様）
	歯科検診	被保険者を対象とした事業所での『集団検診』、加入者全員を対象とした（株）歯科健診センターによる『無料歯科検診』を継続します。
	健康セミナー等補助	事業主が行うメンタルヘルズ講習会をはじめ、健康づくりや疾病予防に関するセミナーについて費用補助や講師派遣手配等をサポートします。
	重症化予防事業	健診結果（生活習慣病）に異常があるのに治療していない対象者に通知を出し医療機関への受診を促します。現状受診率が20%弱と低いことが課題。
禁煙サポート	WEB禁煙外来・禁煙補助剤費用に対する補助、禁煙PRなどを実施します。	

令和5年度 保健事業の主な内容（つづき）

疾病予防	ウォーキングイベント（WEB）	運動を習慣づけるきっかけ作りとしてウォーキングイベントを実施します。（要 KENPOS 登録）
	健康年齢通知	健診結果から導き出された「健康年齢」をお知らせする通知を配布します。ご自身の健康状況の把握、改善に取り組むためのツールとしてご活用ください。
契約施設	ラフォーレ倶楽部	健保・基金・JVCケンウッド労組共済会で契約している余暇施設です。更なる利用促進のためのPRを実施していきます。
	スポーツクラブ	令和5年度より新たに「chocoZAP」を運営する RIZAP 株式会社の法人会員になります。 現在契約しています「スポーツクラブルネサンス」「メガロス」も含め運動施設の選択肢を拡大します。健康維持・増進にご活用ください。

ご協力ください

● 「被扶養者資格確認調査」にご協力ください。（令和5年9月予定）

健康保険法に基づき年1回の被扶養者資格確認調査を実施します（WEB）。健保には被扶養者の加入人数で決まる納付金等もあるため、被扶養者に該当しなくなった人が被扶養者として加入していると、たとえ保険証を使わず医療費には影響がなくても、納付金等では本来支払う必要のない支払いが発生してしまいます。皆さんからお預かりした大切な保険料を無駄にしないためにも、**被扶養者の資格確認調査にご協力ください。**

● マイナンバーの提出にご協力ください

マイナンバーを健保のような医療保険者がそれぞれ迅速に正しく登録することにより、医療機関での保険の資格確認が迅速に行えるようになり、保険証の誤使用（資格喪失後に保険証を使ってしまうケース）が減り、健保の医療費適正化に資することとなります。マイナンバーカードの保険証利用に対応した医療機関も増加してきていますので、これまで以上に迅速な手続きが重要となっています。当健保に新しく加入する方（被保険者及び被扶養者）は、会社を経由してのマイナンバーの迅速なご提出にご協力ください。



● 「医療費助成制度該当届」をご提出ください（対象：公費による医療費の助成を受けている方）

自治体（都道府県や市区町村）で実施している医療費助成制度（乳幼児医療、小児医療、特定疾患医療、心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、など）を受けている方へ当健保の高額療養費・付加金をお支払いすると重複給付となってしまう場合があります。**自治体の医療費助成制度受給の適用状況を確認し重複給付を防止するなど、適正な給付を行うため、該当する方は「医療費助成制度該当届」にて当健保への届出をお願いいたします。**

● 年1回の健康診断を必ず受診してください

今、なんの不調もなくとも、毎年健診を受けることで体重や血圧、血糖値の変化などを確認して早期に異常に気づくことができます。被保険者（本人）の方は会社の定期健康診断あるいは健保35歳以上を対象にした人間ドック／生活習慣病健診にてご自身の健康状態をチェックしてください。

被扶養者（家族）及び任意継続加入者の方は、25歳以上を対象にしたご家族向けの健診コース「けんぼ共同健診」をご利用ください。35歳以上であれば人間ドック／生活習慣病健診もご利用いただけます。

【各健診の受診期間】

- ・人間ドック／生活習慣病健診：4月～8月
- ・けんぼ共同健診：5月中旬～3月（年度末）

※制度の詳細は健保ホームページをご覧ください。

また、40歳以上の被扶養者（家族）の方でパート先等にて健康診断を受診されている方は、健診結果の健保への提供にご協力願います。

公告 第195号

令和4年9月30日における当健保の全被保険者の標準報酬月額平均は461,145円（470,000円）です。

※令和4年3月31日までに任意継続被保険者となった方の令和5年度の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額と、上記の470,000円とのいずれか低い額となります。

令和4年4月1日以降に任意継続被保険者となる方（なった方も含む）は、退職時の標準報酬月額がそのまま任意継続時の標準報酬月額となります（規約に基づく適用）。

令和5年3月6日